

## 短期入所サービス 利用料金表

○利用料金は、介護保険法の改正等により変更される場合がございます。

## (1)基本料金 ※1割負担分です(青字は2割負担分)

※以下の基本料金(①施設サービス費及び②各種加算)については、介護報酬項目ごとに、地域加算(6級地10. 27円)を乗じた額を掲載しています。実際の月単位の計算とは誤差が生じますので、あらかじめご了承ください。

## ①【介護老人保健施設短期入所療養介護費】

|      | iii《4床室・2床室》    | i《個室》         |
|------|-----------------|---------------|
| 介護度  | 1日あたり           | 1日あたり         |
| 要介護1 | 845円 (1,690円)   | 770円 (1,541円) |
| 要介護2 | 895円 (1,789円)   | 816円 (1,633円) |
| 要介護3 | 957円 (1,914円)   | 879円 (1,758円) |
| 要介護4 | 1,010円 (2,019円) | 933円 (1,865円) |
| 要介護5 | 1,064円 (2,128円) | 985円 (1,970円) |

①-2【特定介護老人保健施設短期入所療養介護費】 通称:日帰りショート  
難病等を有する要介護者又はがん末期の要介護者のうちサービスの提供にあたり  
常時看護師による観察が必要な方に対して日中のみの療養介護を提供するものです

| 利用時間       | 1日あたり           |
|------------|-----------------|
| 3時間以上4時間未満 | 672円 (1,343円)   |
| 4時間以上6時間未満 | 929円 (1,859円)   |
| 6時間以上8時間未満 | 1,291円 (2,582円) |

○若年性認知症の診断がある場合には上記料金に62円(123円)を加算

○厚生労働大臣が定める利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、且つ、療養上必要な処置を行った場合には、上記料金に62円(123円)を加算

## ②【加算項目】介護度・療養室には関係ありません

(原則全ての方に加算)

| 加算項目              | 1日あたり     | 詳細  |
|-------------------|-----------|---|
| ✓夜勤職員配置加算         | 25円 (49円) | 100床に5名配置                                       |
| ✓サービス提供体制強化加算(I)イ | 18円 (37円) | 『介護職員のうち介護福祉士が60%以上』に該当                         |
| ✓介護職員処遇改善加算(Ⅲ)    |           | 基本料金(①短期入所療養介護費及び②加算項目)の合計に対し、1.6%を乗じた金額が加算されます |

(該当される場合に加算)

| 加算項目             | 金額(1日あたり)   | 詳細  |
|------------------|-------------|---|
| 療養食加算            | 24円 (47円)   | 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合  |
| 送迎加算             | 189円 (378円) | 片道あたり 施設送迎を利用した場合(特定地域のみ)                                     |
| 個別リハビリテーション実施加算  | 246円 (493円) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がリハビリテーションを実施した場合                            |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 205円 (411円) | 認知症行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり、緊急に利用が適当であると医師が判断した場合(入所から7日間を限度) |

|                   |               |  |
|-------------------|---------------|--|
| 緊急短期入所受入<br>対応加算  | 92円 (185円)    | 居宅サービス計画書にて計画的に行う事となっていない短期入所を緊急的に行った場合(入所から7日間を限度)  |
| 若年性認知症利用者<br>受入加算 | 123円 (246円)   | 40歳以上で若年性認知症の診断を受けている方                               |
| 重度療養管理加算          | 123円 (246円)   | 厚生労働大臣が定める利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、且つ、療養上必要な処置を行った場合  |
| 緊急時治療管理           | 525円 (1,050円) | 利用者が重篤な病状に陥り救命救急医療が必要となった際に緊急的な処置を実施した場合(月1回連続する3日間) |

## (2)その他の料金 ※自己負担分です

### ③【滞在費】※

| 負担区分 | 《多床室》 | 《個室》   |
|------|-------|--------|
|      | 1日あたり | 1日あたり  |
| 第4段階 | 550円  | 1,640円 |
| 第3段階 | 370円  | 1,310円 |
| 第2段階 | 370円  | 490円   |
| 第1段階 | 0円    | 490円   |

### ④【食費】※ 療養室には関係ありません

| 負担区分 | 1日あたり  |
|------|--------|
| 第4段階 | 1,720円 |
| 第3段階 | 650円   |
| 第2段階 | 390円   |
| 第1段階 | 300円   |

#### 【食費内訳】

朝食430円・昼食650円・夕食640円です。

※[負担区分について]

③居住費と④食費については、所得に応じて1～3段階の負担軽減を受けられる場合があります(介護保険負担限度額認定)。

市区町村民税非課税の場合などが該当しますので、お住まいの市区町村の介護保険担当課へご相談ください。尚、負担軽減を受けるには事前の申請と交付された認定証の窓口提示が必要になります。

### ⑤【その他】 ※印はご利用された場合のみ請求

| 項目       | 1日あたり    | 詳細                                 |
|----------|----------|------------------------------------|
| ✓ 日常生活品費 | 200円     | 石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等                 |
| ✓ 教養娯楽費  | 200円     | レクリエーション等で使用する材料費等                 |
| ※理・美容代   | 2,000円   |                                    |
| ※電気使用料   | (1点) 43円 | 電気毛布・電気あんかなどワット数の高い電化製品を使用する場合 ☆税込 |